

平成 2 6 年 6 月 1 0 日

第 2 回 廿 日 市 市 議 会 議 案
(第 2 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第2回廿日市市議会議案目次

報告第 3 号	平成25年度廿日市市一般会計繰越明許費繰越 計算書	1
報告第 4 号	平成25年度廿日市市公共下水道事業特別会計 繰越明許費繰越計算書	7
報告第 5 号	平成25年度廿日市市市営住宅事業特別会計繰 越明許費繰越計算書	11
報告第 6 号	平成25年度廿日市市廿日市駅北土地地区画整理 事業特別会計繰越明許費繰越計算書	15
報告第 7 号	平成25年度廿日市市水道事業会計予算繰越計 算書	19
報告第 8 号	平成25年度廿日市市国民宿舎事業会計予算繰 越計算書	25
報告第 9 号	専決処分につき承認を求めることについて	31
報告第10号	専決処分につき承認を求めることについて	35
報告第11号	専決処分につき承認を求めることについて	39
報告第12号	専決処分事項の報告について	43
報告第13号	専決処分事項の報告について	45
報告第14号	専決処分事項の報告について	47
議案第54号	廿日市市税条例等の一部を改正する条例	49
議案第55号	廿日市市立学校設置条例及び廿日市市立学校施 設使用条例の一部を改正する条例	59
議案第56号	廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例	63
議案第57号	廿日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の 支給に関する条例の一部を改正する条例	69
議案第58号	広島圏都市計画事業大野町中央地区土地地区画整 理事業施行条例を廃止する条例	73
議案第60号	工事請負契約の締結について	77

議案第 6 1 号	工事請負契約の締結について	7 9
議案第 6 2 号	工事委託契約の締結について	8 1
議案第 6 3 号	市道路線の認定について	8 3
議案第 6 4 号	委託契約の締結について	8 5
議案第 6 5 号	廿日市市教育委員会委員の任命の同意について	8 7
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに ついて	8 9

報告第 3 号

平成 2 5 年度廿日市市一般会計繰越明許費繰越計算書

平成 2 5 年度廿日市市一般会計の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したから、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 6 年 6 月 1 0 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

平成 2 5 年 度 廿 日 市 市 一 般 会 計

款	項	事 業 名	金 額
② 総 務 費	1 総 務 管 理 費	自転車駐車場整備事業 工事請負費	円 27,084,000
③ 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	障害者福祉一般事業 委託料	1,080,000
	2 児 童 福 祉 費	保育園管理運営事業 委託料	8,000,000
⑤ 農 林 水 産 業 費	2 林 業 費	林道整備事業 工事請負費	31,784,000
	3 水 産 業 費	漁港整備事業負担金 負担金	10,400,000
		漁場整備事業 工事請負費	71,000,000
⑦ 土 木 費	2 道 路 橋 り よ う 費	橋りょう維持管理事業 委託料	15,700,000
		道路整備事業 工事請負費、用地購入費、補償費	49,422,000
	3 河 川 費	河川整備事業 工事請負費	17,181,000
		港湾施設整備負担金 負担金	187,406,000

繰越明許費繰越計算書

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円 27,084,000	円	円 26,117,000	円 967,000
1,080,000		540,000	540,000
7,971,000		7,970,000	1,000
31,783,000		31,764,000	19,000
10,400,000		9,800,000	600,000
71,000,000		68,700,000	2,300,000
14,688,000		7,535,000	7,153,000
37,427,000		36,403,000	1,024,000
15,978,000		15,216,000	762,000
179,656,000		169,200,000	10,456,000

款	項	事業名	金額
⑦土木費	4都市計画費	宮島口地区整備事業 委託料	円 17,400,000
		街路廿日市駅通線整備事業 負担金	3,472,000
		街路廿日市駅通線（駅前広場）整備事業 委託料、用地購入費、補償費	60,680,000
		街路畑口寺田線4工区整備事業 委託料、工事請負費、用地購入費、 補償費、事務費	69,745,000
		街路深江林ヶ原線整備事業 工事請負費、用地購入費、補償費、 事務費	156,358,000
	6砂防費	急傾斜地崩壊対策県負担金 負担金	14,351,000
⑨教育費	2小学校費	小学校施設耐震化事業 委託料	9,282,000

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円 16,400,000	円	円	円 16,400,000
3,441,000		3,200,000	241,000
60,480,000		58,949,000	1,531,000
69,745,000		67,577,000	2,168,000
145,871,000		142,773,000	3,098,000
13,102,000		12,300,000	802,000
9,282,000		8,100,000	1,182,000

報告第 4 号

平成 2 5 年度廿日市市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰
越計算書

平成 2 5 年度廿日市市公共下水道事業特別会計の繰越明許費は、別紙の
とおり翌年度に繰り越したから、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1
6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 6 年 6 月 1 0 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

平成 2 5 年度 廿 日 市 市 公 共 下 水 道 事 業

款	項	事 業 名	金 額
② 事 業 費	1 事 業 費	廿 日 市 地 区 公 共 下 水 道 整 備 事 業 工 事 請 負 費	円 343,333,000
		大 野 地 区 公 共 下 水 道 整 備 事 業 工 事 請 負 費	191,499,000

特別会計繰越明許費繰越計算書

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円 337,292,000	円	円 337,110,000	円 182,000
184,590,000		184,450,000	140,000

報告第 5 号

平成 2 5 年度廿日市市市営住宅事業特別会計繰越明許費繰越
計算書

平成 2 5 年度廿日市市市営住宅事業特別会計の繰越明許費は、別紙のと
おり翌年度に繰り越したから、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6
号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 6 年 6 月 1 0 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

平成 2 5 年度 廿 日 市 市 市 営 住 宅 事 業

款	項	事 業 名	金 額
①市営住宅事業費	1 市営住宅事業費	市営住宅等管理事業 工事請負費	円 114,405,000

特別会計繰越明許費繰越計算書

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円 114,405,000	円	円 74,932,000	円 39,473,000

報告第 6 号

平成 2 5 年度廿日市市廿日市駅北土地区画整理事業特別会計
繰越明許費繰越計算書

平成 2 5 年度廿日市市廿日市駅北土地区画整理事業特別会計の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したから、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 6 年 6 月 1 0 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

平成 2 5 年度 廿日市市 廿日市駅北土地区画

款	項	事業名	金額
① 土地区画整理費	1 土地区画整理費	廿日市駅北土地区画整理事業 委託料、工事請負費	円 87,751,000

整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円 87,751,000	円	円 85,763,000	円 1,988,000

報告第 7 号

平成 2 5 年度 廿日市市水道事業会計予算繰越計算書

平成 2 5 年度 廿日市市水道事業会計予算を別紙繰越計算書のとおり翌年度に繰り越したから、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 6 条第 3 項の規定により報告する。

平成 2 6 年 6 月 1 0 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

平成 2 5 年度 市 日 市 市 水 道

地方公営企業法第 2 6 条第 1 項

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
①資本の支出	1 建設改良費	第 7 次拡張事業	円 396,020,000	円 195,118,350	円 200,470,000
		配水管拡張事業	79,994,000	68,920,950	2,800,000
		施設整備事業	20,385,000	16,139,850	3,124,000

事業会計予算繰越計算書

の規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳		不 用 額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説 明
工事負担金	損益勘定留保資金			
円 0	円 200,470,000	円 431,650	円 0	物見山第1配水池築造 工事外1件 試掘調査等に時間を要 したことにより、工期が 翌年度にわたるため
2,800,000	0	8,273,050	0	佐方地区内(佐方本線) 配水管拡張工事 関連工事との調整によ り、工期が翌年度にわた るため
0	3,124,000	1,121,150	0	廿日市市水道局庁舎改 築実施設計業務委託 配置計画の見直しによ り、適正な事業期間が確 保できないため

地方公営企業法第26条第2項

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
①水道事業費用	1 営業費用	受託工事事業	円 12,097,000	円 11,077,780	円 1,000,000

ただし書の規定による事故繰越額

左の財源内訳	不 用 額	翌年度繰越額に係る	説 明
受託工事収益		繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	
円 1,000,000	円 19,220	円 0	佐方地区内(佐方本線) 配水管拡張工事 関連工事との調整によ り、工期が翌年度にわた るため

報告第 8 号

平成 2 5 年度 廿日市市国民宿舎事業会計予算繰越計算書

平成 2 5 年度 廿日市市国民宿舎事業会計予算を別紙繰越計算書のとおり
翌年度に繰り越したから、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）
第 2 6 条第 3 項の規定により報告する。

平成 2 6 年 6 月 1 0 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

平成 2 5 年度 市 日 市 市 国 民

地方公営企業法第 2 6 条第 1 項

款	項	事 業 名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
① 資本的支出	1 建設改良費	施設改良事業	円 205,300,000	円 8,484,000	円 196,816,000

宿舎事業会計予算繰越計算書

の規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳		不 用 額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説 明
工事負担金	損益勘定留保資金			
円 0	円 196,816,000	円 0	円 0	みやじま社の宿リニュー アル工事外1件 工事開始時期を閑散期で ある12月としたことによ り、工期が翌年度にわた るため

地方公営企業法第26条第2項

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
① 事業費用	1 営業費用	宿舍経営事業	円 6,665,000	円 3,316,598	円 3,348,000

ただし書の規定による事故繰越額

左の財源内訳	不 用 額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説 明
事業収益			
円 3,348,000	円 402	円 0	給水ポンプ取替え工事 資材調達の遅れにより、 工期が翌年度にわたるため

報告第9号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

平成26年6月10日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

- 1 専決処分の内容 廿日市市税条例の一部を改正する条例
- 2 専決処分年月日 平成26年3月31日

廿日市市税条例の一部を改正する条例

廿日市市税条例（昭和31年条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第10条の3に次の1項を加える。

- 9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第21条第1項を次のように改める。

第56条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第56条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

附則第21条第2項を削る。

附則第21条の2中「附則第41条第15項各号」を「附則第41条第9項各号」に改め、同条第1号及び第2号アからウまでの規定中「附則第41条第15項」を「附則第41条第9項」に改める。

附則第24条を削り、附則第25条を附則第24条とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の廿日市市税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の3第9項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(提案理由)

地方税法の一部が改正され、固定資産税に係る改正規定が平成26年4月1日から施行されたことに伴い、廿日市市税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したから、今回報告し、市議会の承認を求めるものである。

報告第 10 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

平成 26 年 6 月 10 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

- 1 専決処分の内容 廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例
- 2 専決処分年月日 平成 26 年 3 月 31 日

廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例

廿日市市都市計画税条例（昭和４２年条例第６号）の一部を次のように改正する。

附則第１１項中「第１２項、第１６項から第２４項まで、第２６項、第２７項、第２９項若しくは第３３項」を「第１１項、第１５項から第２２項まで、第２４項、第２６項若しくは第３０項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の廿日市市都市計画税条例の規定は、平成２６年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成２５年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の一部が改正され、都市計画税に係る改正規定が平成26年4月1日から施行されたことに伴い、廿日市市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したから、今回報告し、市議会の承認を求めるものである。

報告第 1 1 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

平成 2 6 年 6 月 1 0 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

- 1 専決処分の内容 廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 2 専決処分年月日 平成 2 6 年 3 月 3 1 日

廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

廿日市市国民健康保険税条例（昭和３５年条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項ただし書中「１４万円」を「１６万円」に改め、同条第４項ただし書中「１２万円」を「１４万円」に改める。

第１６条第１項中「第２４条の３７」を「第２４条の３６」に改める。

第１９条中「１４万円」を「１６万円」に、「１２万円」を「１４万円」に改め、同条第２号中「（当該納税義務者を除く。）」を削り、同条第３号中「３５万円」を「４５万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成２６年４月１日から施行する。
- 2 改正後の廿日市市国民健康保険税条例の規定は、平成２６年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成２５年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税に係る改正規定が平成26年4月1日から施行されたことに伴い、廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したから、今回報告し、市議会の承認を求めるものである。

報告第 1 2 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 6 年 6 月 1 0 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 専決処分の内容 工事請負契約の変更について

平成 2 4 年議案第 8 6 号により議決を得た大野西小学校・大野中学校小中一貫教育推進校建設工事の請負契約の請負金額を次のように変更する。

「3 請負金額 1, 8 0 7, 3 1 4, 6 0 0 円」を「3 請負金額 1, 8 4 5, 0 6 0, 6 0 0 円」に改める。

2 専決処分年月日 平成 2 6 年 4 月 1 4 日

(参考事項)

平成24年議案第86号により議決を得た大野西小学校・大野中学校小
中一貫教育推進校建設工事の請負契約については、一部設計変更により請
負金額を変更する必要があるが生じたので、専決処分したものである。

報告第 13 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 26 年 6 月 10 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 専決処分の内容 工事請負契約の変更について

平成 24 年議案第 87 号により議決を得た大野西小学校・大野中学校小中一貫教育推進校建設電気設備工事の請負契約の請負金額を次のように変更する。

「3 請負金額 234,382,050 円」を「3 請負金額 237,571,290 円」に改める。

2 専決処分年月日 平成 26 年 4 月 14 日

(参考事項)

平成２４年議案第８７号により議決を得た大野西小学校・大野中学校小
中一貫教育推進校建設電気設備工事の請負契約については、一部設計変更
により請負金額を変更する必要があるため、専決処分したものである。

報告第14号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成26年6月10日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 専決処分の内容 工事請負契約の変更について

平成24年議案第88号により議決を得た大野西小学校・大野中学校小中一貫教育推進校建設機械設備工事の請負契約の請負金額を次のように変更する。

「3 請負金額 181,020,000円」を「3 請負金額 185,844,360円」に改める。

2 専決処分年月日 平成26年4月14日

(参考事項)

平成24年議案第88号により議決を得た大野西小学校・大野中学校小
中一貫教育推進校建設機械設備工事の請負契約については、一部設計変更
により請負金額を変更する必要が生じたので、専決処分したものである。

議案第 5 4 号

廿日市市税条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 2 6 年 6 月 1 0 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市税条例等の一部を改正する条例

(廿日市市税条例の一部改正)

第1条 廿日市市税条例（昭和31年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第46条の4に規定する場所をもつて」を「恒久的施設（法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。）をもつて、」に改め、同条第3項中「令」を「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」に改める。

第33条第5項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

第34条の4中「100分の14.5」を「100分の12.1」に改める。

第48条第2項中「法の施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第5項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加え、「第145条」を「第144条の8」に改める。

第52条第1項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

第57条及び第59条中「第10号の7」を「第10号の9」に改める。

第82条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号ア及びイを次のように改める。

ア 軽自動車

二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

三輪のもの 年額 3,900円

四輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円

第82条第3号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

第87条第1項及び第2項中「施行規則第33号の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に、「施行規則第33号の3様式」を「施行規則第33号の5様式」に改め、同条第3項中「施行規則第33号の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改める。

附則第4条の2中「第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで）の次に「及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「公益法人等（同条第6項から第10項まで）」を「公益法人等（同条第6項から第11項まで）」に、「を同法第40条第3項」を「を同条第3項」に、「租税特別措置法第40条第6項から第10項まで」を「同法第40条第6項から第11項まで」に改める。

附則第6条を次のように改める。

第6条 削除

附則第6条の2及び第6条の3を削る。

附則第7条の4中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条第1

項」に改める。

附則第 8 条第 1 項中「平成 27 年度」を「平成 30 年度」に改める。

附則第 10 条の 2 の見出し中「附則第 15 条第 2 項第 6 号」を「附則第 15 条第 2 項第 1 号等」に改め、同条を同条第 4 項とし、同項の前に次の 3 項を加える。

法附則第 15 条第 2 項第 1 号の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

2 法附則第 15 条第 2 項第 2 号の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

3 法附則第 15 条第 2 項第 3 号の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

附則第 10 条の 2 に次の 1 項を加える。

5 法附則第 15 条第 38 項の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

附則第 16 条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第 16 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第 82 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 82 条第 2 号 ア	3, 900 円	4, 600 円
	6, 900 円	8, 200 円
	10, 800 円	12, 900 円
	3, 800 円	4, 500 円
	5, 000 円	6, 000 円

附則第 17 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「平成 26 年度」を「平成 29 年度」に改める。

附則第 19 条第 1 項中「第 33 条及び第 34 条の 3」を「第 33 条第

1 項及び第 2 項並びに第 3 4 条の 3」に改める。

附則第 1 9 条の 2 第 2 項中「租税特別措置法」を「第 3 7 条の 1 0 第 1 項」に、「租税特別措置法第 3 7 条の 1 1 第 6 項の規定により読み替えて準用される同法」を「第 3 7 条の 1 1 第 1 項」に改める。

附則第 1 9 条の 3 第 2 項中「同法第 3 7 条の 1 1 の 3 第 2 項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「取得をしたものと」の次に「、同項第 2 号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

附則第 2 1 条の 2 中「附則第 4 1 条第 9 項各号」を「附則第 4 1 条第 8 項各号」に改め、同条第 1 号及び第 2 号アからウまでの規定中「附則第 4 1 条第 9 項」を「附則第 4 1 条第 8 項」に改める。

附則第 2 2 条から第 2 3 条までを削り、附則第 2 4 条を附則第 2 2 条とする。

(廿日市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 廿日市市税条例の一部を改正する条例（平成 2 5 年条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 条中「附則第 7 条の 4 第 1 項」を「附則第 7 条の 4」に改め、「改正規定」の次に「（附則第 2 0 条の 4 第 5 項第 3 号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。）」を加える。

附則第 2 条第 1 項中「地方税法」の次に「（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）」を加える。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中廿日市市税条例第34条の4の改正規定及び次条第8項の規定 平成26年10月1日
- (2) 第1条中廿日市市税条例附則第4条の2及び第19条の3第2項の改正規定、附則第22条から第23条までを削る改正規定並びに附則第24条を附則第22条とする改正規定並びに次条第2項及び第3項の規定 平成27年1月1日
- (3) 第1条中廿日市市税条例第82条の改正規定並びに附則第4条及び第6条（第1条の規定による改正後の廿日市市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日
- (4) 第1条中廿日市市税条例第33条第5項及び附則第21条の2の改正規定並びに次条第4項並びに第3条第6項の規定 平成28年1月1日
- (5) 第1条中廿日市市税条例第23条、第48条、第52条第1項及び附則第16条の改正規定並びに次条第7項、附則第5条及び第6条（新条例附則第16条に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日
- (6) 第1条中廿日市市税条例附則第7条の4、第19条第1項及び第19条の2第2項の改正規定並びに次条第5項及び第6項の規定 平成29年1月1日
- (7) 第1条中廿日市市税条例第57条及び第59条の改正規定 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第4条の2の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第19条の3第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 4 新条例第33条第5項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第7条の4及び第19条第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 6 新条例附則第19条の2第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 7 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 8 新条例第34条の4の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例附則第10条の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設

備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 3 新条例附則第10条の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第10条の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第10条の2第5項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第21条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第82条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 新条例附則第16条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第16条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる

字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第 8 2 条第 2 号ア	3, 9 0 0 円	3, 1 0 0 円
	6, 9 0 0 円	5, 5 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	7, 2 0 0 円
	3, 8 0 0 円	3, 0 0 0 円
	5, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円
新条例附則第 1 6 条 の表以外の部分	第 8 2 条	廿日市市税条例等の一部を改正する条例（平成 2 6 年条例第 号。以下この条において「平成 2 6 年改正条例」という。）附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 8 2 条
新条例附則第 1 6 条 の表第 8 2 条第 2 号 アの項	第 8 2 条第 2 号ア	平成 2 6 年改正条例附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 8 2 条第 2 号ア
	3, 9 0 0 円	3, 1 0 0 円
	6, 9 0 0 円	5, 5 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	7, 2 0 0 円
	3, 8 0 0 円	3, 0 0 0 円
	5, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円

(提案理由)

地方税法の一部が改正されたことに伴い、市民税等に関する規定を改正するため、この条例案を提出するものである。

議案第 5 5 号

廿日市市立学校設置条例及び廿日市市立学校施設使用条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 2 6 年 6 月 1 0 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市立学校設置条例及び廿日市市立学校施設使用条例の
一部を改正する条例

(廿日市市立学校設置条例の一部改正)

第1条 廿日市市立学校設置条例（昭和39年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第2 廿日市市立大野西小学校の項中「廿日市市大野原四丁目3番1号」を「廿日市市大野原四丁目2番60号」に改める。

(廿日市市立学校施設使用条例の一部改正)

第2条 廿日市市立学校施設使用条例（昭和50年条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表大野西小学校の項中「400円」及び「190円」を削り、同表大野中学校の項中

「

380円	400円	140円			
------	------	------	--	--	--

」

を

「

770円	400円				190円
------	------	--	--	--	------

」

に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の廿日市市立大野西小学校の施設の使用に係る廿日市市立学校施設使用条例第2条の規定による許可その他の行為は、施行日前においても、第2条の規定による改正後の廿日市市立学校施設使用条例（以下「新条例」という。）の例により行うことができる。
- 3 新条例別表の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の廿日市市立学校

施設使用条例第 2 条の規定により廿日市市立大野西小学校の施設の使用の許可を受けている者は、新条例第 2 条の規定により廿日市市立大野中学校の施設の使用の許可を受けた者とみなす。

（提案理由）

大野西小学校・大野中学校小中一貫教育推進校建設工事が完了し、廿日市市立大野西小学校を廿日市市立大野中学校の所在地に移転させることに伴い、大野西小学校の位置を変更するなどの改正を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 56 号

廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 26 年 6 月 10 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例

廿日市市火災予防条例（昭和３７年条例第９号）の一部を次のように改正する。

目次中「第５章 避難及び防火の管理（第３６条―第４３条）」を「第
第
５章 避難及び防火の管理（第３６条―第４３条）
５章の２ 屋外催しに係る防火管理（第４３条の２・第４３条の３）」に
改める。

第１９条第１項に次の１号を加える。

(14) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに
際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用すること。

第２０条第２項中「第９号まで」の次に「及び第１４号」を加える。

第２１条第２項中「第１０号まで」の次に「及び第１４号」を加える。

第２２条第２項及び第２３条中「及び第９号」を「、第９号及び第１４号」に改める。

第５章の次に次の１章を加える。

第５章の２ 屋外催しに係る防火管理

（指定催しの指定）

第４３条の２ 消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等（令第５条の２第１項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

２ 消防長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあつたときは、この限りで

ない。

- 3 消防長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。

(屋外催しに係る防火管理)

第43条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該防火担当者に次に掲げる事項を記載した火災予防上必要な業務に関する計画を作成させ、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

- (1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制に関すること。
- (2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
- (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第46条第6号において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
- (4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
- (5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

- (6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に前条第1項の指定を受けた場合にあつては、消防長が定める日）までに、前項に規定する計画を消防長に提出しなければならない。

第46条の見出し中「まぎらわしい」を「紛らわしい」に改め、同条第1号中「まぎらわしい」を「紛らわしい」に改め、同条第2号中「がん具」を「玩具」に改め、同条に次の1号を加える。

- (6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）

第50条に次の1号を加える。

- (4) 第43条の3第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する計画

を提出しなかつた者

第51条中「法人の代表者」を「法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人」に、「各本条に係る罰金刑」を「、同条の刑」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

別表第3中「第8条の2」の次に「、第9条の2」を、「第21条」の次に「、第22条、第23条」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成26年8月1日から施行する。
- 2 改正後の第43条の2及び第43条の3の規定は、この条例の施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、適用しない。

(提案理由)

消防法施行令の一部が改正され、対象火気器具等の取扱いに関する条例の基準が見直されたことなどに伴い、対象火気器具等に関する規定を改正するとともに、屋外での大規模な催しに係る防火管理に関する事項を定めるなど必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第 5 7 号

廿日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を
改正する条例案を次のように提出する。

平成 2 6 年 6 月 1 0 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
例の一部を改正する条例

廿日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 39 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表中

189,000 円	294,000 円	409,000 円	544,000 円	729,000 円
179,000 円	279,000 円	379,000 円	484,000 円	659,000 円
169,000 円	268,000 円	363,000 円	463,000 円	609,000 円
164,000 円	253,000 円	338,000 円	428,000 円	574,000 円
154,000 円	233,000 円	308,000 円	388,000 円	514,000 円
144,000 円	214,000 円	284,000 円	359,000 円	469,000 円

929,000 円
859,000 円
799,000 円
759,000 円
684,000 円
639,000 円

を

239,000 円	344,000 円	459,000 円	594,000 円
229,000 円	329,000 円	429,000 円	534,000 円
219,000 円	318,000 円	413,000 円	513,000 円
214,000 円	303,000 円	388,000 円	478,000 円
204,000 円	283,000 円	358,000 円	438,000 円
200,000 円	264,000 円	334,000 円	409,000 円

779,000 円	979,000 円
709,000 円	909,000 円
659,000 円	849,000 円
624,000 円	809,000 円
564,000 円	734,000 円
519,000 円	689,000 円

に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の廿日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成26年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成26年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の廿日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

(提案理由)

非常勤消防団員の処遇改善を図る目的で、消防団員退職報償金の支給額を増額するため、この条例案を提出するものである。

議案第 5 8 号

広島圏都市計画事業大野町中央地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例案を次のように提出する。

平成 2 6 年 6 月 1 0 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

広島圏都市計画事業大野町中央地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例

広島圏都市計画事業大野町中央地区土地区画整理事業施行条例（平成 17 年条例第 89 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

広島圏都市計画事業大野町中央地区土地区画整理事業の施行期間が満了したため、この条例案を提出するものである。

議案第 6 0 号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 6 号）第 2 条の規定により、次のとおり地御前 1 号幹線築造工事（その 2）の請負契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

平成 2 6 年 6 月 1 0 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

- 1 工 事 名 地御前 1 号幹線築造工事（その 2）
- 2 工事場所 廿日市市地御前五丁目及び阿品一丁目地内
- 3 請負金額 1 5 7 , 6 8 0 , 0 0 0 円
- 4 請 負 者 廿日市市大野 4 4 4 7 番地 1 3

有田建設株式会社

代表取締役 有 田 伸 治

(提案理由)

地御前1号幹線築造工事(その2)の請負契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 6 1 号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 6 号）第 2 条の規定により、次のとおり地御前 1 号幹線築造工事（2 6 - A）の請負契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

平成 2 6 年 6 月 1 0 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

- 1 工 事 名 地御前 1 号幹線築造工事（2 6 - A）
- 2 工事場所 廿日市市阿品三丁目地内
- 3 請負金額 1 5 8 , 1 1 2 , 0 0 0 円
- 4 請 負 者 廿日市市桜尾二丁目 8 番 3 号

占部建設工業株式会社広島支店

取締役支店長 川 本 定 則

(提案理由)

地御前1号幹線築造工事(26-A)の請負契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 6 2 号

工事委託契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 6 号）第 2 条の規定により、次のとおり大野浦駅南北自由通路等新設工事の委託契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

平成 2 6 年 6 月 1 0 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

- 1 工 事 名 大野浦駅南北自由通路等新設工事
- 2 工事場所 廿日市市塩屋一丁目及び沖塩屋一丁目地内
- 3 委託金額 7 6 1 , 7 6 9 , 0 0 0 円
(工事に係る実施設計費を含む。)
- 4 受 託 者 広島市東区二葉の里三丁目 8 番 2 1 号
西日本旅客鉄道株式会社
執行役員広島支社長 杉 岡 篤

(提案理由)

大野浦駅南北自由通路等新設工事の委託契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 6 3 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり市道の路線を認定することについて、市議会の議決を求める。

平成 2 6 年 6 月 1 0 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

市道路線の認定

番 号	認定路線名	起 点	終 点
1 4 0 3	第 1 2 郡 塚 線	廿日市市上平良字郡 塚 1 2 3 2 番 1 地先	廿日市市上平良字郡 塚 1 2 6 4 番 1 地先

(提案理由)

事業計画のある新設道路を市道路線に認定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 6 4 号

委託契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 6 号）第 2 条の規定により、次のとおり広島都市圏消防救急デジタル無線装置等整備の委託契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

平成 2 6 年 6 月 1 0 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

- 1 整備名 広島都市圏消防救急デジタル無線装置等整備
- 2 整備場所 廿日市市串戸一丁目 9 番 3 3 号外 6 箇所
- 3 委託金額 4 7 0, 8 2 1, 0 9 0 円
- 4 受託者 広島市

代表者 広島市長 松 井 一 實

(提案理由)

広島都市圏消防救急デジタル無線装置等整備の委託契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 6 5 号

廿日市市教育委員会委員の任命の同意について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）
第 4 条第 1 項の規定により、次の者を廿日市市教育委員会委員に任命することについて、市議会の同意を求める。

平成 2 6 年 6 月 1 0 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

氏 名 山 田 恭 子

(提案理由)

廿日市市教育委員会の委員大西利武が、平成26年6月25日をもって辞職するので、その後任委員の任命について、市議会の同意を求めるものである。

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、次の者を人権擁護委員に推薦することについて、市議会の意見を求める。

平成 26 年 6 月 10 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

氏 名 藤 山 節 子

氏 名 新 居 克 己

氏 名 佐々木 三 郎

氏 名 白 築 京 子

(提案理由)

人権擁護委員貸川奈智枝、藤山節子、新居克己及び佐々木三郎の任期が、平成26年9月30日をもって満了するので、その後任委員の推薦について、市議会の意見を求めるものである。

